

2023 年度入学料及び授業料の減免申請手続きについて

本学は、国の高等教育の修学支援新制度の対象校になっています。これは日本学生支援機構が支給する給付型奨学金と、大学が行う入学料及び授業料減免の支援を併せて受けることができる制度です。

制度の利用を希望する場合は、下記の書類をご提出ください。それに加え、**入学後に別途給付型奨学金の申請をしていただく必要があります。**

※**入学料及び授業料の支払いは審査結果が出るまで猶予されます。**

1 提出書類

- (1) 授業料等減免対象者の認定に関する申請書
- (2) 授業料等減免申請に関する誓約書
- (3) 学修計画書

※提出書類の様式は、埼玉県立大学のホームページにもありますので、適宜ご利用ください。⇒

URL: <https://www.spu.ac.jp/life/expense/tabid345.html>



○ **書類提出期限：入学時（2022年12月23日まで）**

○ **提出先：埼玉県立大学事務局教務・入試担当**

その他の入学手続きに必要な書類と合わせてご提出ください。

2 入学後に必要な手続き

- ・ 日本学生支援機構給付型奨学金の申込み（申込方法等詳細は後日ご案内）

※ 入学料及び授業料の減免を受けるためには、原則として**日本学生支援機構の給付型奨学金に申込み、採用される必要があります（貸与型奨学金に採用されるだけでは減免の対象となりません）**。何らかの理由により給付型奨学金の申込みを行わない場合は、別途書類の提出が必要になりますので、学生・就職支援担当に事前にご相談ください。

3 対象者の主な要件（新規認定時）

日本学生支援機構の給付型奨学金の要件と同一で、以下のとおりです。

- ・ 学業等に係る基準
学業成績、学修計画書等により、学ぶ意欲があると大学が認定した学生
- ・ 家計に係る基準（収入基準）
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯
対象になりそうかどうかは、日本学生支援機構のホームページにある「進学金資金シミュレーター」で大まかに調べることができます。下記 QR コードからアクセスし、シミュレーションしてみてください。
- ・ 大学等への入学時期等に係る基準
高等学校等を始めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学へ入学する日（2023年4月1日）までの期間が2年を経過していない 等
- ・ その他、在留資格等に係る基準があります。
- ・ 詳細は下記 QR コードから文部科学省の特設ページをご確認ください。
- ・ なお、合理的理由がなく、日本学生支援機構の給付型奨学金の申込みをしていない方は対象となりません。



日本学生支援機構進学資金シミュレーター



文部科学省特設ページ

4 減免額

減免額は、世帯の所得金額に応じた区分により決まります。

※入学金は、入学した年度の4月から減免対象となる場合にのみ、減免されます。

【入学金（県内居住者）】

所得による区分	減免額	減免後の納付額
第Ⅰ区分	211,500円	0円
第Ⅱ区分	141,000円	70,500円
第Ⅲ区分	70,500円	141,000円

【入学金（県外居住者）】

所得による区分	減免額	減免後の納付額
第Ⅰ区分	423,000円	0円
第Ⅱ区分	282,000円	141,000円
第Ⅲ区分	141,000円	282,000円

【授業料】

所得による区分	減免額（年額）	減免後の納付額（年額）
第Ⅰ区分	621,000円	0円
第Ⅱ区分	414,000円	207,000円
第Ⅲ区分	207,000円	414,000円

5 審査結果の通知について

審査結果は本人宛に郵送で通知します。

- ・ 審査結果通知時期の目安：**2023年7月末頃**
(給付型奨学金の申込時期等によっては、結果通知がさらに遅れることがあります。)
- ・ 審査の結果、非該当となった場合や、第Ⅱ区分・第Ⅲ区分と認定された場合は、結果通知書に記載した日に、お届け済の口座から(減免後の)入学料及び授業料を引き落としいたします。**督促されてもなお支払わなかった場合には、除籍されることがあります。**

6 減免決定後の手続き

半期ごとに「継続願」を提出していただき、減免対象者に該当するかどうかの認定を行います(適格認定)。前期は世帯の所得状況について、後期は学業成績についての適格認定を行います。適格認定の結果により、減免額が変更となったり、減免措置が停止されたりすることがあります。詳細は減免決定後にお知らせいたします。

7 その他注意事項

- ・ 日本学生支援機構給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ・ 授業料等減免の申込みは入学後にも行うことができます。入学料・授業料を既に納付していただいている方が減免対象となった場合、お届け済の口座へ、所得による区分に応じた減免額分を還付します。
- ・ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

埼玉県立大学 学生・就職支援担当

TEL:048-973-4116 MAIL:gakusei@spu.ac.jp

【申請書の記入例】

様式第1号（第4条関係）

授業料等減免対象者の認定に関する申請書

20●●年 ●●月●●日

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 様

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、貴学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、埼玉県立大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が埼玉県立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	サイタマ ケンダイ		入学年月	20●●年4月入学
	氏名	埼玉 健大			
	生年月日	(西暦) 20●●年 ●●月 ●●日生 (20歳)			
	現住所	〒 343 - 8540 埼玉 都道府県 越谷 市区町村 三野宮 820			
	所属学科・専攻等	看護学科		受けたことがない場合は	
	学年	3	学籍番号	未記入で可	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ <u>ない</u>			
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		給付奨学金は入学後にお申込みいただくことになるので、この欄は「申込予定」と記載してください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		申込予定			